

## 地域コミュニティの取組に関する調査（菊川市）

平成27年8月

## ○菊川市の概要

人口	47,733	人	(校区あたり 2,335～10,306 人)
世帯数	16,565	世帯	(校区あたり 750～3,765 世帯)
小学校区数	9	校区	
自治会等名称	自治会		
自治会等数	128		
自治会等加入率	92%		(ただし、集合住宅世帯を除く)
行政区長委嘱制度の有無	なし		
地域コミュニティ活性化に向けた取組の単位	地区単位（11地区）…概ね小学校区 ※地区自治会と同じ範囲		

## ○菊川市の取組

担当部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当部局は、総務部地域支援課。（自治振興係、交通防犯係、市民協働係）市民協働係においてコミュニティ協議会に関する業務を担当しており、自治振興係は自治会及び連合自治会に関する業務を担当している。</li> </ul>
取組の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年1月に小笠町と菊川町が合併し、菊川市となる。</li> <li>平成17年5月にコミュニティ協議会検討委員会を設立し、平成18年3月に「地域コミュニティづくりの指針」を策定。</li> <li>平成18年11月、第1次菊川市総合計画策定。7つの基本方針を設定し、「ともに汗をかきまち」として、市民活動の支援や市民と行政の協働について示しており、また「笑顔がうまれるまち」として、コミュニティ協議会の設立と振興、地域の拠点となるコミュニティ施設の整備等、コミュニティ協議会の推進について位置づけている。</li> <li>平成18年度から平成21年度にかけて、旧小笠町4地区に地区センター（コミュニティセンター）を整備。</li> <li>平成22年3月、市内全11地区にコミュニティ協議会設立。</li> </ul>

## ○コミュニティ協議会

概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 菊川市では平成 17 年の合併を期に「コミュニティ（地域社会）を核としたまちづくり」を目標に掲げ、市民参加型の地域づくり組織であるコミュニティ協議会を立ち上げることとなった。</li><li>・ コミュニティ協議会の目的は、地区自治会の範囲で暮らす人々や団体が、地域を良くするため、これまでの人生で培った力を十分に活かし、自治会や市民活動団体等と連携・協力して地域の課題を解決していくとしている。</li><li>・ 平成 22 年 3 月すべての地区でコミュニティ協議会が設立。</li><li>・ 128 の自治会を、概ね小学校区を範囲として 11 地区に区割りして地区自治会を組織している。コミュニティ協議会は、地区自治会と同じ 11 地区を単位としている。</li></ul>
活動イメージ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ コミュニティ協議会における活動を 3 つの段階に分けてイメージ。<ul style="list-style-type: none"><li>①イベント型…「住民同士がふれあうきっかけづくり」 従前から行政や地区自治会で行っていたイベントを引継ぎ、コミュニティ協議会が実施主体となって実施する。イベントを中心に住民同士が交流する段階。</li><li>②課題発見型…「地域課題を地域で解決する」 活動する中で見えてくる地域の課題について話し合い、課題解決に向けた取組について検討・解決していく段階。</li><li>③自治型・まちづくり型…「地域の将来像やまちづくり計画を策定」 計画的なまちづくりを進めるために、地区ごとにまちづくり計画等を策定し、継続性を持った形で地域課題や地域づくりに取り組む段階。</li></ul></li><li>・ 今まで地区自治会で行っていたイベント活動をコミュニティ協議会で実施するようになり、自治会役員の負担軽減を図った。地区のイベントを継続することで自治会を超えたつながりが強化され、地域の課題も見えてくる。現在は、イベント型から課題発見型へ移行している段階と言える。</li><li>・ 課題発見型では、地域の多様な課題を整理して、原因は何なのか、どうすれば解決できるか、地域でどこまで対応できるか等を検討する場が重要である。その結果、地域で解決できるものは地域で解決し、地域では解決できないことについて市に依頼するなど、地域課題に対して地域で解決しようとする力が生まれる。</li><li>・ 多様な課題について整理ができれば、地区のまちづくり計画を策定するなど、目指すべき姿（自治型・まちづくり型）に向けて取り組んでいきたい。</li></ul>

<p>自治会との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 菊川市内の自治会は、自治会長が1年で交代するところがほとんどであるため、自分達の自治会の引継ぎはできても、地区単位の継続した取組ができないことが課題となっていた。</li> <li>・ 地区自治会とコミュニティ協議会は、同一地区で活動範囲が同じであることから、線引きが難しい面もあるが、そこに住む住民は一緒なので、地区を良くしたいという共通の思いを持った最も近い連携・協力の組織同士として位置付けている。また、地区自治会とコミュニティ協議会は別組織であり、地区自治会長とコミュニティ協議会の会長は別の人が務めていることが多い。</li> <li>・ コミュニティ協議会は、地縁団体（自治会）と志縁団体（NPO等）の中間のような組織である。</li> </ul>
<p>研修等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民活動支援アドバイザーによる講演会（平成24年度） <ul style="list-style-type: none"> <li>…菊川市で市民活動支援アドバイザーを設置しており、アドバイザーに各地区を回ってもらい、協働とは何か、コミュニティ協議会でできること等についてお話しただき、市民協働について理解を深めてもらった。</li> </ul> </li> <li>・ コミュニティ協議会懇話会（年2回） <ul style="list-style-type: none"> <li>…各地区の活動や情報共有、コミュニティ協議会同士の交流の場として、先進団体の視察研修や懇話会（ワークショップ）を実施。</li> </ul> </li> <li>・ 1%地域づくり活動交付金活動報告会の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>…コミュニティ協議会は、市の1%地域づくり活動交付金を活動の財源としているため、毎年度1団体に代表で活動実績を報告してもらっている。活動における課題や情報を参加者で共有することを目的に開催。</li> </ul> </li> </ul>

## ○行政の支援

<p>財政的支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1%地域づくり活動交付金（平成21年度～） <ul style="list-style-type: none"> <li>…市民税1%相当額を財源として、市民が考え実践する地域づくり活動に係る経費の一部を助成するもの（市税の使い道を市民が決めるという発想）。</li> <li>市民団体（コミュニティ協議会、NPOなど）への財政支援制度として平成21年度に創設された。</li> <li>コミュニティ協議会は10分の10補助、限度額は100万円。</li> <li>地域づくり団体は4分の3補助、限度額は30万円。</li> <li>審査委員会による審査・選考（審査会は公開審査、申請団体はプレゼンを実施）</li> </ul> </li> </ul>
--------------	---

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">人的支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区担当職員制度の導入 各地区コミュニティ協議会に職員を配置。市民協働系の職員1人あたり2～3地区を担当している。 定例会や役員会等の会議への出席、地区からの相談や要請への対応、交付金関係書類の事前チェック、活動の取材や情報発信を行う。あわせて、庁内担当課との調整や情報の共有を行っている。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">研修・人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民向け <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民活動実践塾「きくがわ未来塾」…実践者向けのスキルアップ講座</li> <li>・ セカンドライフセミナー…シニア向け入門講座。コミュニティ参画のきっかけづくり。</li> <li>・ 中高生NPO体験セミナー…夏休み等を利用してNPO法人の活動を体験。</li> </ul> </li> <li>●職員向け <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協働のまちづくり推進庁内ワーキンググループを設置 …職員の意識啓発や、市民活動団体等との協働事業の実施を推進するために、横断的な庁内組織を設置。市民活動支援アドバイザーによる講演や事例紹介等を通じて、各課の業務の中で可能な協働事業について考えてもらう。</li> </ul> </li> </ul>

### ○取組の効果

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで自治会に任せきりであった地域活動について、コミュニティ協議会が立ち上がったことにより、企画や準備の部分における負担は軽減されたようである。また、自治会役員以外に地域活動に関わる人が増えているので、徐々に活動が活発化している。</li> <li>・ 課題発見型の活動も増えてきたため、行政が直接手を下せない部分については、各地区でいろいろ検討していただき、知恵を出し合っている状況。</li> </ul>
--

### ○今後の課題・展望

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティ協議会が課題発見型の活動に取り組み始めたことで、行政だけでは対応できない地域の課題を解決するための事業が各地区で展開されている。今後、「自治型・まちづくり型」へ移行する際には、まちづくり計画策定に取り組み、より計画的な地域活動が行われることが期待できる。ただし、現状では各地区の計画策定をどのように進めるのか、その計画にどの程度の効力を持たせるのか等、市の方針が定まっていない。</li> <li>・ コミュニティ協議会だけでなく、市内の多様な市民活動団体を支援するため、平成28年度に中間支援センターを立ち上げる予定。行政が実施すること、中間支援センターが取り組むことの役割分担を整理して、より実情に合った支援体制を確立していきたい。</li> </ul>
--